



資料1-3

(H30.4.20)

規制改革推進会議
第23回投資等WG資料

テレビ番組制作の取引に関する 実態調査報告書(概要)

公正取引委員会

テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書(ポイント)

第1 調査内容

調査対象事業者	調査票発送数	回答者数 (回答率)
テレビ局	500名	379名 (75.8%)
局系列テレビ番組制作会社	76名	54名 (71.1%)
テレビ番組制作会社	800名	280名 (35.0%)

※ 調査対象期間：平成26年1月1日～平成26年12月31日

書面調査における回答者のうち、①テレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ局及び局系列テレビ番組制作会社（以下「テレビ局等」という。）283名からの全ての取引先テレビ番組制作会社との取引についての回答並びに②テレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社109名からのテレビ番組制作に係る年間取引高が多いテレビ局等（自社の親会社又は兄弟会社を除く上位5名。）との取引についての回答を基に結果を取りまとめている。

第2 調査結果①

1 テレビ局等及びテレビ番組制作会社の概要

(1) 資本金

テレビ局等の多くが資本金5000万円超（87.9%）の事業者である一方、テレビ番組制作会社の多くが資本金5000万円以下（91.7%）の事業者であり、回答のあったテレビ局等とテレビ番組制作会社の多くが下請法の適用対象となり得る事業者であった。

(2) 年間売上高

テレビ局等の多くが年間売上高10億円超（83.6%）の事業者である一方、テレビ番組制作会社の多くが年間売上高5億円以下（72.2%）の事業者であった。

(3) テレビ番組制作会社の取引先テレビ局等数

取引先テレビ局等数が3名以下のテレビ番組制作会社は42.1%に上り、また、取引先テレビ局等数が1名のテレビ番組制作会社も15.9%に上っていた。

(4) 取引依存度

最も年間取引高の多い取引先テレビ局等に対する取引依存度が30%を超えるテレビ番組制作会社は45.4%に上り、また、同取引依存度が50%を超えるテレビ番組制作会社も27.8%に上っていた。

テレビ番組制作会社は、テレビ局等に比べて事業規模が小さく、特定の取引先テレビ局等との取引に依存している傾向がみられた。

2 テレビ局等とテレビ番組制作会社との取引の状況

(1) 取引条件の内容

発注内容、支払金額及び支払期日といった主要な取引条件については、多くのテレビ局等（95%超）があらかじめ定めていた。

著作権に関する取引条件については多くのテレビ局等（71.9%）が「著作権の譲渡・許諾の範囲」についてあらかじめ定めていたものの、「著作権の譲渡対価」は33.5%、「二次利用の窓口業務に関する事項」は28.8%、「二次利用の収益配分に関する事項」は20.3%にとどまり、「著作権の譲渡・許諾の範囲」に比べてあらかじめ定めていた割合が低くなっていた。

(2) 支払制度

支払制度については、多くのテレビ局等（95.4%）が毎月末日締切、翌月末日支払等（締切日から支払日までが1か月以内）と定めていた。

また、代金の支払に関する締切基準については、多くのテレビ局等が、完パケ、一部完パケ及び制作協力については「納品日」（68.2%）、人材派遣については「派遣日」（88.9%）と定めていたが、「放送日」と定めていたテレビ局等も一定数（完パケ、一部完パケ及び制作協力については27.9%，人材派遣については11.1%）見受けられた。

(3) 書面の交付状況

取引条件等を記載した書面の交付状況については、多くのテレビ局等が書面を交付していた（84.1%）が、「交付していない」又は「交付しなかったことがある」とのテレビ局等も一定数見受けられた（15.9%）。

テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書(ポイント)

第2 調査結果②

(4) 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況

「採算確保が困難な取引（買いたたき）」、「著作権の無償譲渡等」等の不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答していた。



テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、こうしたテレビ局等の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得る。

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況は下表のとおりである。

行為の内容	優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社数	テレビ番組制作会社の総数に占める割合
採算確保が困難な取引（買いたたき）	22名	20.2% (22/109)
やり直し	13名	11.9% (13/109)
発注内容の変更	7名	6.4% (7/109)
発注内容以外の作業等	9名	8.3% (9/109)
発注内容の取消し	1名	0.9% (1/109)
商品・サービスの購入・利用要請	8名	7.3% (8/109)
金銭の提供要請	1名	0.9% (1/109)
役務の提供要請	1名	0.9% (1/109)
代金の支払遅延	5名	4.6% (5/109)
代金の減額	8名	7.3% (8/109)
著作権の無償譲渡等	14名	12.8% (14/109)
二次利用に伴う収益の不配分等	11名	10.1% (11/109)
合計（重複を除く）	43名	39.4% (43/109)

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を1つ以上受けたと回答したテレビ番組制作会社

⇒ 109名のうち43名 (39.4%)

- 採算確保が困難な取引（買いたたき）
・・・ 109名のうち22名 (20.2%)
- やり直し
・・・ 109名のうち13名 (11.9%)
- 著作権の無償譲渡等
・・・ 109名のうち14名 (12.8%)
- 二次利用に伴う収益の不配分等
・・・ 109名のうち11名 (10.1%)

⇒ 採算確保が困難な取引（買いたたき）ややり直しのほかに、著作権の無償譲渡等や二次利用に伴う収益の不配分等、著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

(5) 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行ったテレビ局等の状況

前記(4)のテレビ番組制作会社43名に対して優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数は97名であり、当該テレビ局等の業態別の状況は下表のとおりである。優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数が最も多かった業態は、「地上系放送事業者」で86名であった。

テレビ局等の業態	優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数
地上系放送事業者	86名
衛星放送事業者	9名
ケーブルテレビ事業者	2名
合計	97名

テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書(ポイント)

第2 調査結果③

(6) テレビ番組制作会社の資本金との相関

テレビ番組制作会社の資本金	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超	合計
優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社数	27	13	3	43
テレビ番組制作会社の総数	65	35	9	109
割合	41.5%	37.1%	33.3%	39.4%
	27/65	13/35	3/9	43/109

資本金の額が小さいテレビ番組制作会社ほど優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた割合が高くなっている。

(7) 取引依存度との相関

取引依存度	10%以下	10%超 30%以下	30%超 50%以下	50%超	合計
優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた取引数	53	22	7	12	94
取引依存度が確認できた取引数	187	69	20	28	304
割合	28.3%	31.9%	35.0%	42.9%	30.9%
	53/187	22/69	7/20	12/28	94/304

取引依存度が高いほど優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた割合が高くなっている。

第3 公正取引委員会の対応

- 本調査の結果、テレビ番組制作に関する一部の取引においてテレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなつたため、公正取引委員会としては、優越的地位の濫用規制上問題となるような行為が行われることがないよう注視していく必要がある。
- 本調査結果において、「著作権の無償譲渡等」や「二次利用に伴う収益の不配分等」、著作権の取扱いについて優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が比較的高い割合でみられた。これについては、著作権の取扱いに関する事項が契約で明確になっていないことが背景にあると考えられることから、あらかじめ著作権の取扱いについて十分に協議し可能な限り明確にしておくことが必要となる。他方、テレビ番組制作会社側から、著作権の取扱いについてテレビ局等に協議を求めることが自体が難しいとする回答もみられることから、公正取引委員会としては、テレビ局等がテレビ番組制作会社に今後の取引に影響が生じる旨を示唆するなどして、著作権の取扱いについて、一方的に自己に有利な条件を定めたり、協議の要請自体をさせないようにする行為は、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為であることを周知していく必要がある。

「採算確保が困難な取引（買いたたき）」、「著作権の無償譲渡等」等の行為が、下請法上の資本金区分に該当するテレビ局等とテレビ番組制作会社との間で行われた場合、優越的地位の濫用規制上問題となり得ることはもとより、下請法上も問題となり得る。

- 公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。
- (1) テレビ局等を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに役務取引ガイドラインにおける著作権の取扱いに関する考え方も含め優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。
 - (2) テレビ局等の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、テレビ局等がテレビ番組制作に関する取引の問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
 - 2 今後とも、テレビ番組制作に関する取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。